明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・文部科学・経済産業・環境三）　一
〔省　令〕
○農地法施行規則の一部を改正する省令（農林水産五八）　二
〔告　示〕
○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件（デジタル庁・法務六）　三
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（法務二九九）
○保安林の指定をする件（農林水産一七四六～一七六六）
○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づき特定母樹を指定した件（同一七六七）
○道路に関する件（中国地方整備局八〇、八一）　六
〔国会事項〕
内閣　七
〔人事異動〕
内閣　七
〔叙位・叙勲〕　八
〔皇室事項〕　八
〔公　告〕
諸事項　八
官庁　八
裁判所　三九
会社その他　三九

府令・省令

○内閣府、財務省、文部科学省、経済産業省、環境省、令第三号

エネルギー対策特別会計事務取扱規則（平成十九年法律第二十三号）を実施するため、エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月五日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
経済産業大臣　西村　康稔
環境大臣　伊藤信太郎

エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

エネルギー対策特別会計事務取扱規則（平成十九年財務省、文部科学省、経済産業省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第三（第五条関係）

改正後		改正前	
借方	科目	借方	科目
燃料安定供給対策及エネルギー需給構造高度化対策財源一般会計より受入	脱炭素成長型経済構造移行公債金	一般会計より受入	脱炭素成長型経済構造移行公債金
脱炭素成長型経済構造移行推進一般会計より受入	石油証券（法第九十四条第二項に規定する証券をいう。）及借入金収入	［新設］	石油証券（法第九十四条第二項に規定する証券をいう。）及借入金収入
脱炭素成長型経済構造移行公債金	一時借入金（借換）	脱炭素成長型経済構造移行公債金	一時借入金（借換）
石油証券（法第九十四条第二項に規定する証券をいう。）及借入金収入	備蓄石油売払代	石油証券（法第九十四条第二項に規定する証券をいう。）及借入金収入	備蓄石油売払代
一時借入金（借換）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入	一時借入金（借換）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入
備蓄石油売払代	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構納付金収入	備蓄石油売払代	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構納付金収入
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入	雑収入	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入	雑収入
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構納付金収入	前年度剰余金受入	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構納付金収入	前年度剰余金受入
雑収入	一時借入金	雑収入	一時借入金
前年度剰余金受入	石油証券（法第九十五条第一項に規定する融通証券をいう。）	前年度剰余金受入	石油証券（法第九十五条第一項に規定する融通証券をいう。）
一時借入金	国庫余裕金繰替	一時借入金	国庫余裕金繰替
石油証券（法第九十五条第一項に規定する融通証券をいう。）		石油証券（法第九十五条第一項に規定する融通証券をいう。）	
国庫余裕金繰替		国庫余裕金繰替	